

仕様書

1. 件名

江東区内障害者（児）施設への美術講師派遣業務委託

2. 業務目的

本事業は、文化芸術活動を通じて障害者（児）の社会参加を促進するため、希望する障害者（児）通所施設へ美術講師の派遣を行い、美術教室を開講するものである。

3. 業務委託期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

4. 委託業務の内容

（1）美術教室開講に必要な物品について

受託者は、美術教室開講に必要な物品を用意すること。その際、障害者が日常的にアートに取り組むことを促進するため、可能な限り、美術講師を派遣した障害者（児）施設へ配布すること。

（2）美術教室について

ア 派遣施設数

区内障害者（児）施設 最大10施設（回）

障害者（児）施設への希望調査及び派遣施設の決定は令和7年7月中旬ごろまでに委託者が行う。

イ 日時 ※準備・片づけを含む

令和7年8～10月において、各施設3時間まで

派遣施設とのスケジュール調整は原則、受託者が行うこと。

ウ 会場

派遣施設が指定する会場にて、美術教室を開講すること。

エ 対象者

アの障害者（児）施設への通所者

（3）その他

ア 契約締結後、速やかに本事業全体の実施運営体制や全体スケジュールを示すこと。

イ 美術教室を安全かつ円滑に運営するための実施体制を確保すること。

ウ 受託者は、美術教室開催の都度、施設ごとに日報を作成し、委託者へ提出すること。

エ 受託者は、美術教室の様子、制作過程などの写真による記録を制作すること。なお、区ホームページ掲載やイベント等での二次使用が可能な記録とし、対象者の肖像権にかかる同意については、施設を通じ、受託者が得ること。

5. 成果品の提出

受託者は、本業務の成果品として、業務実施結果報告書（15～20 ページ程度）を作成・提出すること。なお、提出は、データ及び本書 1 部(カラー印刷)とすること。

6. 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めることとする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

7. 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

8. 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律のほか、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和 5 年 3 月 8 日江東区規則第 3 号）を遵守しなければならない。

9. 自動車による配送について

受託者は、本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10. その他

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を得て、作業を進めるものとする。本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項について協議の必要がある場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 本業務により制作された成果物、資料及びデータ又はその利用に関する著作権、所有権等一切の権利は委託者に帰属する。
- (4) 本事業の支払いは、完了後一括払いとする。

1 1. 担当

江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電話 03-3647-4749 F A X 03-3699-0329